

別紙1 審査項目1・2・3の評価基準

1 業務経歴 2 業務実施体制 3 見積金額に対する評価

評価項目			評価の着眼点・判定基準	評価の割合	小計
業務経歴	同種又は類似業務の実績 (実績の有無、件数)		過去の実績（5件）を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。 ※5件の中から評価の割合が高いもの1件を記入	①＝10 ②＝6 なし＝0 10	20
	地域実績		千葉県内又は関東地区で業務実績がある場合に評価する。 ※5件の中から評価の割合が高いもの1件を記入	10	
業務実施体制	管理責任者	市町村の同種業務又は同種業務の実績 (実績、件数、携わった立場)	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は評価の対象としない。 上記に加え、実績の立場を下記の順位で評価する。 イ 管理責任者又はこれに準ずる立場 ロ 主たる担当者 ハ 補助的な立場 ※5件の中から評価の割合が高いもの1件を記入	①のイ＝10 ①のロ＝8 ①のハ＝6 ②のイ＝6 ②のロ＝4 ②のハ＝2 10	30
		手持ち業務の件数	手持ち業務が5件以上の場合は、評価の対象としない。	5件＝0 4件＝2 3件＝4 2件＝6 1件＝8 0件＝10 10	
	担当者に関する評価項目については、評価対象人員を2名とし、その平均点（配置人員が2名に満たない場合であっても2で除した数値）で評価する。なお、手持ち業務が5件以上の者は、評価対象としない。				
	市町村の同種業務又は類似業務の実績 (実績の有無、配置人員)	過去の実績（1人につき1件）を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、すべての担当者において業務実績がない場合は評価の対象としない。			
	手持ち業務の件数	すべての担当者において、手持ち業務が5件以上の場合は、評価の対象としない。	5件＝0 4件＝1 3件＝2 2件＝3 1件＝4 0件＝5 5		
	見積金額			以下の方法で算定する。 (最低価格÷提案価格) × 50	50
小 計				100	100

※ 業務経歴の評価は、令和2年4月1日から令和7年8月31日までとするが、業務実施体制についての期間は問わない。